

令和2年	与論町農業委員会 会議録 第2号					
召集年月日	令和2年2月20日(木) 午後 4時00分～5時00分					
召集場所	与論町役場新庁舎1階(庁議室)					
開会及び 閉会時間	開会	午後	4時00分	議長	原田 新一郎	
	閉会	午後	5時00分	代理		
出席及び 欠席委員 凡 例 出席 ○ 欠席 × 公務欠○	議席番号	氏 名		出欠	議席番号	氏 名 出欠
	1	原田 新一郎		○	6	白尾 憲雄 ○
	2	白石 茂一		○	7	長尾 さとみ ○
	3	山本 池富		×	8	遠山 和歌子 ○
	4	内野 豊信		○	9	山下 みどり ○
	5	保喜 久男		○		
会議録署名委員	2番	白石 茂一		9番	山下 みどり	
職務上の 議場出席者	局長	久野 泰司		補佐	主事	山野貴之
要請による 議場出席者						
議 事 項 目	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に関する件(7件)				
	議案第3号	あっせん申出に関する件に関する件(1件)				
	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請に関する件(1件)				
	議案第5号	農用地利用計画変更に伴う意見決定に関する件(1件)				
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
その他の 項 目						

議長	ただ今から令和2年2月20日定例総会を開会いたします。
	出席委員は9名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。3番の山本委員から欠席の報告がありました。
	それでは、与論町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。
	意義無し
議長	それでは議事録署名員を2番の白石委員と9番の山下委員にお願いします。
	なお、本日の会議書記には事務局職員の山野氏を指名いたします。それでは、日程第1の会務報告について事務局長より会務報告の朗読並びに説明をお願いします。
事務局(久野)	今月の農地法第3条の規定による許可申請が7件です。あっせん申出に関する件が1件、農地法第5条の規定による許可申請に関する件が1件、農用地利用計画変更に伴う意見決定に関する件が1件です。以上で会務報告を終わります。
議長	それでは会務報告が終わりました。次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より説明並びに朗読をお願いします。
事務局(久野)	1番は麦屋〇〇番地のAさんより麦屋Bさんへ朝戸1499番2畑他7筆合計8,756㎡の父から子への贈与です。2番は那間〇〇番地のCさんより那間〇〇番地のDさんへ那間2294番3畑290㎡の売買です。対価として43万5千円です。3番は茶花〇〇番地のEさんから茶花〇〇番地のFさんへ麦屋1297番畑4,000㎡を父から子への贈与です。4番は茶花〇〇番地のGさんから茶花〇〇番地のHさんへ茶花847番畑437㎡の売買です。対価としては父親の時代に売買したもので不明です。5番は茶花〇〇番地のIさんから茶花〇〇番地のJさんへ茶花475番4畑他2筆合計742㎡の売買です。対価として90万円です。6番は茶花〇〇番地のIさんから茶花〇〇番地のJさんへ茶花475番6畑522㎡を親族間の贈与です。7番は茶花〇〇番地のKさんから茶花〇〇番地のIさんへ茶花620番畑165㎡の売買です。対価として30万円です。以上で終わります。
議長	説明が終わりました。関連して担当地区の委員は現地調査の結果の報告をお願いします。

保委員	1番の譲渡人と譲受人から2月9日に相談を受けました。2月20日
	の午前10時30分に家に行って確認しました。問題ないので承認お
	願います。
長尾委員	譲渡人には2月18日の午後8時25分に確認しました。譲渡人には
	同日の午後2時10分に確認しました。問題ないので承認お願いしま
	す。
事務局(久野)	山本委員は今回欠席ですので調査結果の報告書を頂いているので、報
	告致します。3番の譲渡人には2月17日午後7時58分に確認しま
	した。譲受人には同日の午後8時に電話で確認しました。4番の譲受
	人には2月17日の午後8時28分に確認しました。譲渡人について
	は同日の午後8時に確認しました。5番と6番の譲渡人には2月17
	日の午後8時8分に確認しました。譲受人にも同日の午後8時13分
	に確認しました。7番の譲受人も5番と6番の譲受人と同じなので一
	緒に確認しました。7番の譲渡人には2月17日の午後8時16分に
	確認しました。問題ないので承認お願いいたします。以上で終わります。
議長	説明が終わりました。意見等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可
	申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(全委員賛成)
議長	議案第2号は承認いたします。次に議案第3号「あっせん申出に關す
	る件について」を議題に供します。事務局より説明並びに朗読をお願
	いします。
事務局(久野)	古里〇〇番地の〇〇さんより古里1993番2畑557㎡のあっせん申し出が
	出ております。あっせん委員の決定をお願いします。
議長	古里地区に畑があるので、古里地区担当の内野委員と隣接地区の長尾
	委員をお願いします。何か意見はございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第3号「あっせん申出に關する件につ
	いて」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(全委員賛成)

議長	議案第3号は承認いたします。次に議案第4号「農地法第5条の規定
	による許可申請について」を議題に供します。事務局より説明並びに
	朗読をお願いします。
事務局(山野)	(株)ムトウ(代)武東愛一郎氏より古里33番、古里34番、古里40番、古
	里45番2畑合計7,112㎡に砂利資材置き場、建設工事用資材、建設重機
	材置き場として利用しようとするものです。申請地は10ha以上の広
	がりがあることから第1種農地と判断できるが、50m以内に住宅が3
	件以上あるため不許可の例外である「集落接続施設」に該当するため
	許可要件に該当します。許可要件も満たしているので承認お願いしま
	す。
議長	説明が終わりました。質問等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第4号「農地法第5条の規定による許
	可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(全委員賛成)
議長	議案第4号は承認いたします。次に議案第5号「農用地利用計画変更
	に伴う意見決定について」を議題に供します。事務局より説明並びに
	朗読をお願いします。
事務局(山野)	立長〇〇番地の〇〇さんより立長2418番畑4,347㎡のうち799㎡に牛舎
	を建設するものです。牛舎の建築で農業用施設に該当するため農用地
	区域からの用途変更となっております。現在、牛舎が建っている部分
	は平成23年に用途変更済みであり、今回残りの面積分に新たに牛舎
	を建設するものです。要件も満たしているため承認をお願いします。農
	地転用については、平成23年11月25日に許可済みです。
議長	説明が終わりました。何か意見等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第5号「農地法第5条の規定による許
	可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(全委員賛成)
議長	議案第5号は承認いたします。その他でございませんか。
事務局(久野)	人・農地プラの実質化に向けて農家意向調査を実施していますが、回

